

誰もが気軽に立ち寄り、共にまなび、共にふれあう市民交流を進める身近な社会教育・文化機関として市民に生涯学習の機会を提供し、各種の活動を支援する。その具体的実現のため、以下の運営、事業、評価、広報を定める。

1. 運営

- (1) 公民館運営審議会委員、企画実行委員の他、公民館の運営に市民参画を積極的に取り入れる。必要に応じて関連諸機関や市民団体と協働する。
- (2) 職員、公民館運営審議会委員、企画実行委員の三者がそれぞれの役割を果しながら連携し、意思疎通を図るため、三者合同の研修会を毎年開催する。
- (3) 各館は、それぞれ地域の特性を生かした取り組みを実施し、相互協力を進める。
- (4) 幅広い層の市民の利用の便宜に配慮したサービスや取り組みを推進するため、公民館利用者の意見を幅広く取り入れる。
- (5) 社会情勢の変化に的確に対応するため、公民館利用者の意見を反映した毎年度の重点施策を館長が提案し、公民館運営審議会での審議を経て決定する。

2. 事業

- (1) 事業の実施に当たっては必要に応じて公民館から育った自主サークルを始め、市内の多様な人材や学校、図書館、博物館、商工会、社会福祉協議会、社会教育団体、NPO法人等の諸機関・諸団体と協力し公民館事業の充実を図る。また、地域の行事への参加等で地域社会との連携に努める。
- (2) 主催講座では、環境や社会制度などに関する今日的課題、地域が抱えている課題、現代社会を心豊かに生きてゆくための課題等を主体にして、それらを共に楽しく学習できる工夫をする。
- (3) 市民の企画による自主講座を公募し、講座の運営を支援する。
- (4) 自主的な仲間づくりやサークル・市民団体の公民館での活動を支援する。
- (5) 毎年、各館毎に公民館まつりを開催し、サークル活動の成果発表を支援し、市民の交流を図る。
- (6) 事業終了後、事業担当者は反省点などを次回の事業に生かすため、その結果を総括し、報告する。

3. 評価

- (1) 公民館は各年度の運営と事業の状況について公民館運営審議会や企画実行委員等の協力を得ながら点検と評価を行い、公民館の運営と事業の改善や充実に努める。
- (2) 事業の評価は、社会的重要性に基づき開催の意義に配慮して行う。

4. 広報

- (1) 公民館の広報活動に市民も参加し、広報誌やホームページ等により常に最新情報の提供に努める。